

# 平成30年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成30年3月2日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	平成30年2月13日
件 名	たばこ規制枠組条約に関する意見書の提出を求める請願		
提 出 者	坂 田 仲 市		
紹 介 議 員	宮川金彦 深谷恵子		
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>予防可能な、喫煙による甚大な健康被害の拡大に対して、たばこ対策をするために策定された、「たばこ規制枠組条約」が2003年に世界保健総会において成立し、各国の批准を経て2005年2月27日に条約として発効された。</p> <p>条約は、受動喫煙の防止、たばこの消費を減らすために増税によるたばこ価格の値上げ、たばこ産業によるたばこの広告、販売促進及びスポンサーシップの禁止など広い範囲に関して定められている。</p> <p>諸外国においては、条約発効以前からたばこ対策を実施していた国もあるが、多くの国は条約発効を機に熱心に対策が行われている。</p> <p>しかし、日本だけは、たばこ税は低く抑えられていて、今では外国の半分以下の価格になっており、そのために喫煙率も高い。また、たばこ産業の広告、販売促進及びスポンサーシップは規制されていない。</p> <p>受動喫煙防止の法律はなく、WHOが2014年に代表的な8種類の公共の場所での喫煙対策について調査した結果、すべての場所が完全禁煙になっているのは49か国だったのに対して、日本では禁煙になっている場所はゼロだった。この結果から日本は、WHOから世界最低レベルの判定をいただいた。</p> <p>国立がんセンターの発表によれば、受動喫煙によって死亡している人が毎年15,000人以上いるということである。</p> <p>このような世界に悪名高い日本である。国民の健康をたばこの害から守るために早急に「たばこ規制枠組条約」を遵守してほしい。</p> <p>注：「たばこ規制枠組条約」は通称です。</p> <p>外務省は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」としています。</p>		
	<p><b>請願事項</b></p> <p>WHO（世界保健機関）制定の「たばこ規制枠組条約」遵守の意見書提出を求める。</p>		

# 平成30年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成30年3月2日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平成30年2月21日
件 名	国民健康保険税引き上げの中止を求める請願		
提 出 者	森 下 浩 平		
紹 介 議 員	宮川金彦 深谷恵子		
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>安城市国民健康保険運営協議会が昨年8月に作成した「国民健康保険の県単位化について」という冊子によると、今年4月から都道府県が国民健康保険の運営に加わり、財政に責任を負うこととなっています。国民健康保険の県単位化によって、今後愛知県（以下県という）は、県全体の1年間の医療費負担を概算し、その結果をもとに市町村ごとの医療費及び所得の水準を考慮して納付金額を決定するとともに、納付金額に見合った標準保険料率を提示するようです。そして、市町村は県から示された標準保険料率を参考に保険税額を決定することになっています。</p> <p>本年1月25日に開かれた安城市国民健康保険運営協議会で、2018年度の国民健康保険税（国保税）は、一人あたりの平均額が現行より3.95%（3,990円）の引き上げとなっています。約4%の引き上げは、近年の預金利率、賃金上昇率、年金改定率、物価上昇率のいずれも上回っているのではないのでしょうか。とすれば、市民の家計は可処分所得が減少することになります。また、高齢者に限れば、介護保険料も4月から引き上げが予定されています。</p> <p>私は県が算出する納付金額や標準保険料率の適否に関して判断する資料を持っておりませんが、近時の社会保障に関連する財政は、保険税（料）ならびに利用料の引き上げによって制度を維持することが第一目的となり、加入者の負担軽減の観点が二義的になっているように感じています。</p> <p>社会保障は生活の苦しい人でも健康で文化的な生活ができるよう援助するための制度です。保険税（料）納付がままならないために、必要なときに利用ができないような制度であるなら、それは社会保障の精神にもとることになります。</p> <p>今以上に国民健康保険税が高くならないよう、努力してくださることをお願いいたします。</p>		
	<p><b>請願事項</b></p> <p>国民健康保険税について、2018年度からの引き上げを中止してください。</p>		